2　法第五十条第二項の試験業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

［一～八　略］

九　財務諸表等（法第五十二条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。）の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項

十　［略］

3　登録試験機関は、法第五十条第一項後段の規定により試験業務規程の変更の認可を受けようとするときは、変更の内容及び変更の理由を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が許可試験に関する手数料の額の変更を伴うときは、その算定に関する資料を添えなければならない。

（業務の休廃止の許可の申請）

第十三条　登録試験機関は、法第五十一条の規定により許可試験の業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

［一～三　略］

（電磁的記録の表示方法）

第十四条　法第五十二条第二項第三号に規定する内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録の提供方法）

第十五条　法第五十二条第二項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうち、登録試験機関が定めるものとする。

［一・二　略］

（帳簿の記載事項）

第十六条　法第五十六条の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

［一～十一　略］

2　［略］

（職員の身分を示す証明書）

第十七条　法第五十九条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式第八号によるものとする。

（食品の収去証）

第十八条　法第六十一条第一項（法第六十三条第二項及び第六十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生監視員が食品を収去したときは、被収去者に別記様式第九号による収去証を交付しなければならない。

（法第六十五条第一項の内閣府令で定める事項）

第十九条　法第六十五条第一項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

［一～四　略］

2　法第二十六条の八第二項の試験業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

九　財務諸表等（法第二十六条の十第一項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。）の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項

十　［同上］

3　登録試験機関は、法第二十六条の八第一項後段の規定により試験業務規程の変更の認可を受けようとするときは、変更の内容及び変更の理由を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が許可試験に関する手数料の額の変更を伴うときは、その算定に関する資料を添えなければならない。

（業務の休廃止の許可の申請）

第十三条　登録試験機関は、法第二十六条の九の規定により許可試験の業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

［一～三　同上］

（電磁的記録の表示方法）

第十四条　法第二十六条の十第二項第三号に規定する内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録の提供方法）

第十五条　法第二十六条の十第二項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうち、登録試験機関が定めるものとする。

［一・二　同上］

（帳簿の記載事項）

第十六条　法第二十六条の十四の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

［一～十一　同上］

2　［同上］

（職員の身分を示す証明書）

第十七条　法第二十六条の十七第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式第八号によるものとする。

（食品の収去証）

第十八条　法第二十七条第一項（法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生監視員が食品を収去したときは、被収去者に別記様式第九号による収去証を交付しなければならない。

（法第三十一条第一項の内閣府令で定める事項）

第十九条　法第三十一条第一項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

［一～四　同上］